

特別栽培について

最終更新日 2022.12.21

特別栽培とは、その農産物の慣行基準に対し、化学農薬使用量(有効成分回数)5割減に加え、化学肥料に含まれる窒素成分量を5割削減した栽培方法です。

詳しくは、スペースの都合上「コンセプト」に明記しておりますので、ご覧ください。

農林水産省新ガイドラインによる表示

農薬： 慣行栽培に対し5割減
化学肥料(窒素成分)：慣行栽培に対し10割減

栽培責任者： 田中 隆一
住所：高知県安芸郡東洋町大字河内203
連絡先： 0887-29-2500

栽培確認者： 田中 桂子
住所：高知県安芸郡東洋町大字河内203
連絡先： 0887-29-2500

特別栽培農家の成分別使用回数 慣行栽培は13回まで * 特別栽培は6回まで

農薬成分名	使用回数
クレスキシムメチル	1
DMTP	1
クロルフェナピル	1
イミノクタジン酢酸塩	1
チオファネートメチル	1
合計	5

使用資材の詳細は、[使用資材一覧](#)に。

生産者の使用資材につきましては、[栽培状況](#)に記載しております。